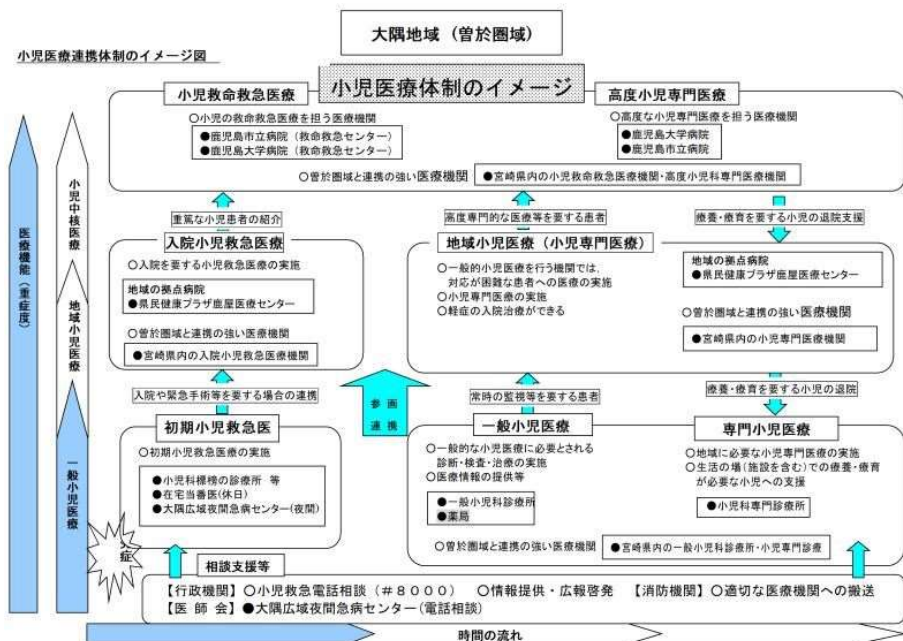


小児・小児救急医療の医療連携体制



小児・小児救急医療の医療機能基準

【一般小児医療】

A 相談支援等

(家族等周辺者)

- ・ 不慮の事故のリスク排除ができる。
- (消防機関等)

・ 救急医療情報システムを活用し、適切な搬送ができる。

(行政機関)

- ・ 情報提供・広報啓発ができる。
- ・ 小児救急電話相談の啓発ができる（#8000、大隅広域夜間急病センター）。

B 一般小児医療（初期小児救急医療を除く）

- ・ 一般的な小児医療に必要とされる診断・検査・治療が実施できる。

C 専門小児医療（初期小児救急医療を除く）

- ・ 急変時に備え、他の医療機関と連携対応している。
- ・ 小児専門医療との診療情報の共有ができる。
- ・ 療養・療育が必要な小児に対する支援ができる。（他医療機関との連携を含む）
- ・ 保健・福祉サービスとの調整ができる。
- ・ 慢性疾患の急変時に備えた、小児専門医療機関や小児中核医療機関との連携ができる。
- ・ 患者・家族への精神的支援ができる。

D 小児専門医療（地域の拠点病院）

- ・ 高度の診断・検査・治療や勤務医の専門性に応じた専門医療ができる。
- ・ 常時監視・治療の必要な患者等に対する入院治療ができる。
- ・ 一般小児及び専門小児医療機関との連絡・連携体制ができる。
- ・ 救急疾患や慢性疾患等の急変時に備えた小児中核医療機関との連携ができる。
- ・ より専門的な医療を要するなど対応が困難な患者に係る小児中核医療機関との連携ができる。
- ・ 療養・療育を要する小児の退院支援に係る他機関との連携ができる。
- ・ 保健・福祉サービスとの調整ができる。
- ・ 患者・家族への精神的支援ができる。

E 高度な小児専門医療（小児中核医療）

- ・ 広範囲の臓器専門医療を含めた、地域小児医療機関では、対応が困難な患者に対する高度専門的な診断・検査・治療ができる。

【大隅地域振興局作成】